一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第二百六十五号八王子都市計画道路事業三・三・十三号下柚木片倉線
三　事業施行期間　自平成十四年七月三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成十七年九月六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第五百九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第五号線
三　事業施行期間　自平成十七年十二月二十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百二十号東京都市計画道路事業幹線街路放射第八号線
三　事業施行期間　自平成十八年六月三十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百五十五号東京都市計画道路事業幹線街路放射第七号線
三　事業施行期間　自平成十八年七月二十四日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百五十六号東村山都市計画道路事業三・四・十五の二号新東京所沢線
三　事業施行期間　自平成十八年七月二十四日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百九十四号小金井都市計画道路事業三・四・十一号府中東小金井線及び三・四・十六号東小金井駅北口東西線
三　事業施行期間　自平成十八年九月二十七日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百三十九号調布都市計画道路事業三・四・十一号柴崎駅下石原線
三　事業施行期間　自平成十八年十一月二十四日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし